暫定排水基準の適用状況	(【ほう素) (省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値) 水質汚濁防止法 【 生活環境保全条例									ı		空年の兄	見直し(素案):ほう素		1
暫定排水基準適用業種	当	令排水基	水質》 基準	<u>「海</u> 防止法 ト垂+	上条例排水	基 進	生活地	^{環境保全条例} 条例排水基準			条例の 別	域	府域での該当事業場の	基本的考え方の当てはめ等	暫定排力 基準案
自化侨小金十些州未住	排出地域		<u>事</u>	排出地域	一律	暫定	排出地域		暫定		別		有無及び実測排水濃度	本本の考えがの当てはの寺	基準案
	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-	-								
ほうろう鉄器製造業	海域	230	_	地域 海域	10	50				→	上乗せ 条例 海域		無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
6.7.2.7 以 田 衣 足 木				***************************************	*************************		上水道水源 地域	1	-			·		11000	
	492203256522652555555555555555555555555555	***************************************		***************************************			その他の地 域	10	50 -	\rightarrow	生環条 その 地域	他の	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
	海域以外	10	50	上水道水 源地域 その他の 地域	1	_ _									
ほうろううわ薬を製造す るもの	海域	230	_	海域	10	50 -				→	上乗せ 条例 海域		無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
000				**********************	************************	***************************************	上水道水源 地域	1	-						
うわ薬製	************************	***************	***************************************				その他の地 域	10	50 -	→	生環条 その 地域	他の	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
造業	海域以外	10	150 →140	上水道水 源地域 その他の 地域	1 _	_ _									_
うわ薬瓦の製造に供す るものを製造するもの	海域	230	_	海域	10	150				/ →	上乗せ 条例		無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を140mg/Lに強化することが考えられる。	150 →140
0000と表題する000					************************	***************************************	上水道水源 地域	1	_						
	***************************************	************************					その他の地 域	10	150 —	\rightarrow	生環条 その 例 地域	他の	無	考え方4にのっとれば、暫定排水基準を 140mg/Lに強化することが考えられる。	150 →140
	海域以外	10	150 →120	上水道水 源地域 その他の 地域	1 -	_ _									
粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造す るもの)	海域	230	_	海域	10	150				→	上乗せ 条例		無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を120mg/Lに強化することが考えられる。	150 →120
					******************************	***************************************	上水道水源 地域	1	-						
	***************************************	******************	***************************************				その他の地 域	10	150	→	生環条 その 地域	他の	無	考え方4にのっとれば、暫定排水基準を 120mg/Lに強化することが考えられる。	150 →120
	海域以外	10	50	上水道水 源地域 その他の 地域	1 –	_ _									
貴金属製造·再生業	海域	230	_	海域	10	50	Late ¥ d. væ	-		→	上乗せ 条例 海域		無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
				*************************		***************************************	上水道水源 地域 その他の地 域	10	50	→	生環条 その例 地域	他の		考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50

転合补水甘油等四米绿	حار	ᄼᆊᆉ		5濁防止法 「	1夕/回刊-1	甘淮	生活環境保全	全条例		条例の	1:la 1-la	府域での該当事業場の	甘士仏老ニナのツァムなど	暫定排為
暫定排水基準適用業種	排出地域	令排水基 一律	<u>を华</u> ■ 暫定	┃	せ条例排水 ┃ 一律	基 <u>华</u> 暫定	生環条例排列 生環条例排列 非出地域 一個		┪	別	地域	有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	基準案
	海域以外	10	150	上水道水 源地域	1	_			-				•	'
金属鉱業	/母以以外	10	→100	その他の 地域	_	_								·
	海域	230	_	海域	10	150 -			 	上乗せ 条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を100mg/Lに強化するとが考えられる。	150 →100
	海域以外	10	50 →40	上水道水 源地域	1	_								
			→40	その他の 地域	_	_	_				_			
電気めっき業	海域	230	_	海域	10	50 -			 	上乗せ 条例	海域	事業場 届出日平均 排水量 データ数 最小値 平均値 最大 A社 860 3 1.1 1.7 B社 25 4 1.5 4.5	・府域で該当する2事業場の実測最大技 水濃度は5.9mg/L。 2.6 5.9 ・考え方3にのっとれば、省令改正に伴 い、暫定排水基準を40mg/Lに強化する ことが考えられる。	50
	海域以外	10	80 →暫定基	上水道水 源地域	1	_						· ·	•	
	海域以外	10	準を廃止 (10)	その他の 地域	_	_			$ \downarrow \rangle$					
まう酸製造業	海域	230	_	海域	10	80 -			' ->	上乗せ 条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	80→ 暫定基達 を廃止 (10)
														(10)
	*************************	****************	*************************	***************************************			その他の地 域 10	80 -	-	生環条例	その他の 地域	無	考え方4にのっとれば、暫定排水基準を 廃止することが考えられる。	80→ 暫定基達 を廃止 (10)
	海域以外	10		上水道水 源地域	_	_							<u> </u>	, , , , ,
旅館業(温泉を利用するもの)	海场及开		500	その他の 地域	_	_								
	海域	230		海域	10	500 -			┝	上乗せ 条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準500mg/Lを適用することが考えられる。	500
下水道業(旅館業(温泉を利用す	海域以外	10	50	上水道水 源地域	1	_							•	
るもの)に属する特定事業場から 排出される水を受け入れているも	7430071			その他の 地域	_	_		**************************************						
で一定の条件(*)に該当するも	海域	230	_	海域	10	50 -			\downarrow	上乗せ 条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えら	50

- (*)Σ Ci·Qi/Qが10を超えるもの。 Ci:旅館業に属する特定事業場の排水の通常のほう素濃度 Qi:旅館業に属する特定事業場の通常の排水量

 - Q: 当該下水道の通常の排水量

海域以外 10 上水道水源地域 1 その他の地域 -				5濁防止法			環境保全条例	
海域以外 10 その他の地域 -		排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準	
その他の地域 —		海域以外	10	上水道水源地域	1		THE WALL PROPERTY OF THE PARTY	
上記以外の業種 海域 230 海域 10		海域以外	10	その他の地域	1		***************************************	
	上記以外の業種	海域	230	海域	10			
上水道水源地域 1					***************************************	上水道水源地域	1	
その他の地域 10			***************************************	***************************************		その他の地域	10	

暫定排水基準の適用状況の	(ふっ素)	(省令排水基	基準(暫定)欄	の「→数値	」は、省令	改正後の暫定排	水基準値))		暫定排	水基準0	の見直し(素案):ふっ素		20 2
暫定排水基準適用業種	省令排水排出地域 一律	〈基準	5濁防止法 上乗↑ 排出地域	せ条例排水: 一律	基準 暫定	生環条	環境保全条 例排水基 一律	:準	}	条例の 別		府域での該当事業場の 有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水 基準案
	排出地域 一律 海域以外 8 海域 15	10 →暫定基準 を廃止(8)	上水道水 源地域	0.8	一 —	排出地域	<u> </u>	首化			L			
化学肥料製造業	***************************************					上水道水源地 域 その他の地域 海域	0.8 8	10 -	<u> </u>	生環条例	その他の 地域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	10→ 暫定基準 を廃止(8)
ほうろう鉄器製造業	海域以外 8 海域 15	15 —	上水道水源地域その他の地域	0.8		上水道水源地域	0.8	- 15 -		生環条例	その他の 地域	#	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排 水基準15mg/Lを適用することが考えら れる。	 15
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製 造するもの)	海域以外 8 海域 15	15 _	上水道水源地域その他の地域	0.8		海域と水道水源地域との他の地域海域	0.8 8	- - 15 -	- -	生環条例	その他の 地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準15mg/Lを適用することが考えられる。	15

		適用状況(水質汚	濁防止法			改正後の暫定排水基準値) 生活環境保全条例		条例の	$\overline{}$		<u>集の見直し(素案):ふつ素</u> ────────────────────────────────────		暫定排力
暫	定排水基準通			令排水 一律	基準暫定	上乗t 排出地域	±条例排水 ┃ 一律	基準暫定	生環条例排水基準 排出地域 一律 暫定		別 別	(地	也域	府域での該当事業場の 有無及び実測排水濃度 基本的考え方の当ては	め等	基準案
			海域以外	<u>1≢</u> 8	50	上水道水源地域	— _{1∓}	当 <u>化</u>	拼 正 地							
	一日当たりの 水の量が30m	『未満のもの	海域	15	50	<u>源地域</u> その他の 地域	_	_								
			海 坞	10	50	上水道水	0.8	_								
電気 めっき 業		平均的な排出 i以上50㎡未満	海域以外	8	50	源地域その他の	_	15 -		^	上乗せ 条例	せその)他の **	D 有 ・現行の暫定排水基準は、日本 第業場 届出日平均 排水量 データ数 最小値 平均値 最大値 記30㎡以上の事業場に対し位 施してきた排水規制の水準を設立 39.4 3 0.9 1.5 2.2 日本 37.2 3 2.5 3.9 6.5 日本 30.5 2 0.24 0.51 0.78 日本 4.9 日本	前より実 維持するた 自に上乗 業場に対 ōmg/L)が	15
			海域	15	50	地域					宋例	地坝	X.	日本 40 10 0.3 1.5 4.9 1社 42 13 0.2 11 22 推持するため、考え方2②にの)っとり、暫 うことが考 年度に暫 あるが、	
	一日当たりの平均的な排出		海域以外	8	15	上水道水 源地域	0.8	_	<i>i</i>				<u> </u>			
	水の量が50㎡		海域	15	_	その他の 地域	_	_		시						
		一日当たりの 平均的な排	海域以外	8	50 →(自然湧 出以外)30	上水道水 源地域	_	_		4						
		出水の量が 30㎡未満であ	海域	15		その他の 地域	_	_								
	改正政令の 施行の際 [※] 現 に湧出してい	一日当たりの	海域以外	8	50 →(自然湧	上水道水 源地域	_	15 _		\rightarrow		上水源地	K道水 也域	K・日平均排水量50㎡以上の事無しては、地域の区分に関わりで 暫定排水基準(15mg/L)と同し	さ、法の	15
	なかった温泉 を利用するも	出水の量が 30㎡以上50			出以外)30	その他の					上乗せ 条例	1	の他の	基準が定められている。 ・これとの整合を図りつつ、現	生の水準を	
旅館業	のであって、	㎡未満である もの	海域	15	50 →(自然湧 出以外)30	地域	_	15 —		→		地域	龙	# 無 無 維持するため、考え方1及びま にのっとり、暫定排水基準15m することが考えられる。		15
		一日当たりの 平均的な排 出水の量が	海域以外	8	15	上水道水 源地域	_	_					•			
		出水の量が 50㎡以上のも の	海域	15	_	その他の 地域	_	_								
	改正政令の施		海域以外	8		上水道水 源地域	_	_								
	選出していた。 るもの	温泉を利用す	海域	15	出以外)30 50 →(自然湧 出以外)30	その他の 地域	_	_								
※ S49.1		防止法の特定	施設に旅館	官業の月		没を追加)	<u> </u>	<u> </u>		ı						
			<u> </u>		水質污	濁防止法			生活環境保全条例							
			排出地域	省令		排出地域		列排水基準	排出地域 生環条例排水基準							
			海井以屋		_	上水道水源地域	1 0	0.8	***************************************							

海域以外

海域

上記以外の業種

8

上水道水源地域
その他の地域
海域

8.0

上水道水源地域 その他の地域 海域

8.0

暫定排水基準の適用状況	!(アンモ	ニア等)			準(暫定)相	闌の「→数付	直」は、省令改正を)	暫定担	非水基準	の見回	直し(素案):アンモ	ニア等			40 0
暫定排水基準適用業種		令排水基	準		上条例排水.		生環条	境保全条例 例排水基準			条例の 別	地域)該当事業場の が実測排水濃度		基本的考え方の当てはめ等	暫定排水 基準案
電気めっき業	排出地域 全域	<u>一律</u> 100	暫定 400 →300	排出地域 上水道水源 地域 その他の地 域	一律 10 一	<u>暫定</u> 一 一	排出地域	<u>一律</u>	暫定					17.11.2.0				至于水
酸化コバルト製造業	全域	100	220 →160	上水道水源 地域 その他の地 域	10 —	_												
		**********************	***************************************			***************************************	上水道水源地域	100	220 —	\rightarrow	生環条例	その他の 地域			無		考え方4にのっとれば、暫定排水基準を160mg/Lに強化することが考えられる。	
畜産農業	全域	100	900 →700	上水道水源地域	10	900(*1)-		_/		Arr	上乗せ 条例	上水道水 源地域	有	事業場 届出日平均排水量 Q社 3.5 R社 1.5 S社 8 T社 2 U社 3	データ数 最小値 	型 平均値 最大値 	・該当する5事業場のふん尿の処理については全量堆肥化されている。排水は消水か清掃等の排水のみであり、定常的な排水がないケースが多く(届出日平均排水量は1~8㎡)、この3年間の検証であるはない。・少量の排水に特別な処理施設を設置するのは困難であること等を考慮すれば、考え方1にのっとり、引き続き暫定抗水基準を適用するとともに700mg/Lに強化することが考えられる。	雜 900 →700
				その他の地 域		上水道水源地域	10	900 —	<i>y</i> →	生環条	その他の地域			無		考え方4にのっとれば、暫定排水基準を700mg/Lに強化することが考えられる。		
ジルコニウム化合物製造業	全域	100	1000 →700	上水道水源 地域 その他の地 域	10	-					ניקן	154	1				700mg/ Lic j虫 lb y ることが ろんられいる。	7700
	***************************************				***************************************		上水道水源地域	10	1000 —	\rightarrow	生環条例	その他の 地域			無		考え方4にのっとれば、暫定排水基準を 700mg/Lに強化することが考えられる。	1000 →700
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	全域	100	1800 →1700	上水道水源 地域 その他の地 域	10	_												
(*1)H13.7.1現在の特定施設をH17	7 / 11 - +>1 >			重 娄 担 / 一 			上水道水源地域	10	1800 —	→	生環条例	その他の 地域			無		考え方4にのっとれば、暫定排水基準を 1700mg/Lに強化することが考えられる	1800 →1700

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等) (省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値) 暫定排水基準の見直し(素案):アンモニア等 水質汚濁防止法 生活環境保全条例 条例の 暫定排力 府域での該当事業場の 暫定排水基準適用業種 省令排水基準 生環条例排水基準 基本的考え方の当てはめ等 地域 別 有無及び実測排水濃度 基準案 排出地域 一律 暫定 暫定 排出地域 一律 排出地域 一律 上水道水源 10 地域 3600 全域 100 →3000 その他の地 貴金属製造•再生業 上水道水源地域 10 生環条 その他の 考え方4にのっとれば、暫定排水基準を 3600-無 その他の地域 100 地域 3000mg/Lに強化することが考えられる。 \to 3000 届出日平均 データ数 最小値 平均値 最大値 一部を除けば、冬場のアンモニア性窒 事業場 素等の濃度が比較的高く10mg/Lを超過 上水道水源 20(*2) 150 0.88 3.9 X-1 3,434 10 することがあり、10mg/Lを継続的に下回 地域 モリブデン化合物製造 X-2 1,660 1.4 1.5 3.0 るのは困難。 上乗せ 業又はジルコニウム化 170 上水道水 72 0.44 20 全域 100 有 X-3 280 5.3 ・現状のアンモニア等の環境濃度では、 20 源地域 合物製造業からの汚水 **→150** 条例 161 X-4 161,410 2.7 6.1 10 人の健康保護上、問題が生じるレベルで 等を受け入れるもの 下水道 その他の地 ないことも考慮すると、考え方1にのっと り暫定排水基準20mg/Lを継続すること が考えられる。 モリブデン化合物製造 上水道水源 10 20(*2) 業又はジルコニウム化 地域 合物製造業からの汚水 全域 100 その他の地 等を受け入れるものを 届出日平均 |データ数│ 最小値 │ 平均値 │ 最大値 備考 排水量 N社 < 0.04 O社 一 法対象 _ 120 条例対象 (条例対象事業場も含めて検討) <0.04 17 該当事業場はN社及びO社 ・3事業場のうち1事業場は小規模零細 事業場(豆腐店)であり、排水処理施設 上乗せ 上水道水 上水道水源 有 10 100(*2) 等の設置場所の確保が困難。 100 条例 源地域 地域 全域 100 ・少量の排水に特別な処理施設を設置 するのは困難であること等も考慮すれ 一日当たりの平均的な ば、考え方1にのっとり暫定排水基準 排出水の量が30㎡未 100mg/Lを継続することが考えられる。 満のもの ・なお、P社についてはH22年度に暫定排 水基準を超過した事例があるが、H23年 度以降暫定排水基準を満足している。 その他の地 生環条 上水道水 食料品 上水道水源地域 10 該当事業場は上欄のP社 同上 100 源地域 製造業 その他の地域 100 ・該当する2事業場の排水実態は、最大 事業場 で2.1mg/Lとなっており、維持管理を徹底 <0.04 0.76 2.1 することにより現状の水質は確保できる 20→ 上水道水源 上乗せ│上水道水 M社 392 7 <0.04 0.2 0.73 有 ものと考えられる。 20(*2) **暫定基準** 10 条例 源地域 地域 ・考え方1にのっとれば、暫定排水基準 廃止(10) 全域 100 を廃止し、上乗せ排水基準10mg/Lを適 用することが考えられる。 一日当たりの平均的な 排出水の量が30㎡以 その他の地 上のもの 府域に該当する事業はなく、考え方1に 20→ 生環条 上水道水 のっとれば、暫定排水基準を廃止し、上 上水道水源地域 暫定基準 源地域 乗せ排水基準10mg/Lを適用することが 廃止(10) 考えられる。 その他の地域 100

<u> </u>	<u> 水基準の適用状況</u> 		, ,,,	水質汗	5濁防止法				もの暫定排水基準値 竟保全条例					直し(素案):アンモニア等		転合せる
暫定排力	水基準適用業種		令排水基	準	上乗せ	条例排水		生環条例	列排水基準		条例の 別	地域		府域での該当事業場の 有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水 基準案
し 尿処 分業	化学処理を行うものを 除く	排出地域全域	100	暫定 一	上水道水源 地域	<u>一律</u> 10	暫定 20(*1) -	排出地域	一律 暫定	├ \	上乗せ	上水道水源地域	有	事業場 届出日平均 排水量 データ数 最小値 平均値 最大値 V-1 187 36 0.11 1.5 7.8 V-2 3 36 1.8 4.8 7.9 V-3 休止中 - - - -	・該当する3事業場(1事業場は老朽化により施設休止中)については、排水濃度が10mg/Lを下回っているものの最大値はわずかに下回る程度であり、設備の老朽化による処理能力への低下や下水道等の整備に伴うし尿発生量の減少により新たな設備投資が困難であることも考慮する必要がある。・現状のアンモニア等の環境濃度では、人の健康保護上、問題が生じるレベルでないことも考慮すると、考え方1にのっとり暫定排水基準20mg/Lを継続することが考えられる。	20
					その他の地域	ı	_			7						
	化学処理を行うもの	全域	100	_	上水道水源 地域	10	30(*1) -			→	上乗せ 条例	上水道水源地域	有	事業場 届出日平均 排水量 データ数 最小値 平均値 最大値 W 605 72 4.5 15 26	排水濃度が最大26mg/Lであり、設備の 老朽化による処理能力の低下や下水道 等の整備に伴うし尿発生量の減少により 新たな設備投資が困難であることも考慮 すると、考え方1にのっとり暫定排水基準 30mg/Lを継続することが考えられる。	30

(*1)H13.7.1現在の特定施設をH17.4.1において設置している特定事業場に適用

		水質汚	濁防止法		生活環境保全条例			
	排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準		
	全域	100	上水道水源地域	10(*)				
上記以外の業種	主场	100	その他の地域		*************			
工品以外の未作					上水道水源地域	10(**)		
	************************				その他の地域			

(*)し尿浄化槽を設置する特定事業場でH13.7.1現在の特定施設をH14.4.1において設置しているものがし尿浄化槽に係る排水を排出する排出口には適用しない。 (**)し尿浄化槽を設置する届出事業場で届出施設をH14.4.1において設置しているものがし尿浄化槽に係る排水を排出する排出口には、その他の地域に係る排水基準を適用する。